

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 17 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社ショウユウ建工 カブシキカイシャ ケンコウ
 住所 大阪府藤井寺市小山8-1-5
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 壺井 紀男 ダイヒョウトリシマリヤク ツボイ ノリオ
 電話番号 072-931-1155
 FAX番号 072-931-1156
 メールアドレス mashida@shoyu-kenko.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 17 日

申請者 氏名又は名称 株式会社ショウユウ建工

住 所 大阪府藤井寺市小山8-1-5

代表者氏名 代表取締役 壺井 紀男



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ツボイ ノリオ 壺井 紀男 ✓	
取締役 イマニシ マコト 今西 誠 ✓	
取締役 ヒロ ノリュキ 廣 宜之 ✓	
取締役 マシダ タダシ 眞清田 忠司 ✓	
事業の範囲	管工事業 ✓
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 シ ョ ウ ユ ウ 建 工
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 583-0033 住所 大阪府藤井寺市小山8-1-5 電話番号 072-931-1155 F AX番号 072-931-1156 メールアドレス mashida@shoyu-kenko.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
フジモト ヤダヒコ 藤本 一彦	第 2 1 3 7 2 2 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 8 月 17 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	3	
	パイプカッター	RB-80-CV (13-150mm用)	2	
	塩ビカッター	VC40	3	
	塩ビカッター	VC20	3	
	ロータリーバンドソー	CB18F	1	
	電子セーバーソー	CR12V	1	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2-11/2インチ	2	
	やすり	300平型判丸型	3	
	パイプねじ切り機	N-100A	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm-100mm	3	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポン プ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 8 月 17 日

申請者

氏名又は名称 株式会社ショウユウ建工

住 所 大阪府藤井寺市小山8-1-5

代表者氏名 代表取締役 壺井 紀男



水道事業者 殿

現在事項全部証明書

大阪府藤井寺市小山八丁目1番5号
株式会社ショウユウ建工

会社法人等番号	1201-01-035054	
商号	株式会社ショウユウ建工	
本店	大阪府藤井寺市西大井二丁目271番地1	平成22年 9月20日移転
		平成22年 9月21日登記
	大阪府藤井寺市小山八丁目1番5号	令和 2年 8月17日移転
		令和 2年 8月28日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成18年7月7日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事業 2. 大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び消防施設工事業 3. 解体工事業、建物の耐震補強工事業 4. ビルメンテナンス業及び住宅リフォーム業 5. インテリアコーディネート業 6. 建築士事務所の経営 7. 建設コンサルタント業 8. 火災保険代理店業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業 9. 健康機器、健康器具、介護機器、介護用品の販売、卸売及び輸出入並びに仲介、斡旋 10. 前各号に附帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">令和 1年11月 1日変更 令和 1年11月 8日登記</p>	
発行可能株式総数	1万株	平成23年 6月14日変更
		平成23年 6月20日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	平成22年 9月20日変更
		平成22年 9月21日登記
資本金の額	金6000万円	令和 1年11月 1日変更
		令和 1年11月 8日登記

大阪府藤井寺市小山八丁目1番5号
株式会社ショウユウ建工

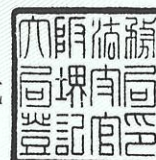
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 壺井紀男	平成28年 9月16日重任
		平成28年 9月21日登記
	取締役 今面誠	令和 2年 8月17日就任
		令和 2年 8月28日登記
	取締役 廣宜之	令和 2年 8月17日就任
		令和 2年 8月28日登記
	取締役 眞清田忠司	令和 2年 8月17日就任
		令和 2年 8月28日登記
	大阪府羽曳野市はびきの五丁目5番19号 代表取締役 壺井紀男	平成28年 9月16日重任
		平成28年 9月21日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 8月 6日
大阪法務局堺支局
登記官

土屋佳代



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ショウユウ建工と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業
2. 大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び消防施設工事業
3. 解体工事業、建物の耐震補強工事業
4. ビルメンテナンス業及び住宅リフォーム業
5. インテリアコーディネート業
6. 建築士事務所の経営
7. 建設コンサルタント業
8. 火災保険代理店業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業
9. 健康機器、健康器具、介護機器、介護用品の販売、卸売及び輸出入並びに仲介、斡旋
10. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府藤井寺市小山八丁目1番5号に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する全ての株主の同意があるときはこの限りではない。

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会議事録)

第 16 条 株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 18 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、その選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

4 当会社は、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役の互選によって取締役の中から選定する。

(業務執行)

第 22 条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、社長のあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第 23 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 25 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第 26 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

第 6 章 附 則

(法令の準拠)

第 27 条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、当会社の現行定款に相違ない。

令和 3 年 8 月 17 日

株式会社 ショウユウ建工 代表取締役 壺井 紀男



第二一三七二二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

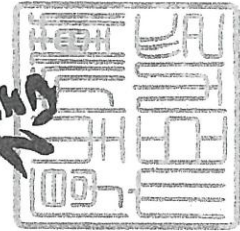
氏名 藤本 一彦

昭和四十七年十二月二十一日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和元年十一月二十日。

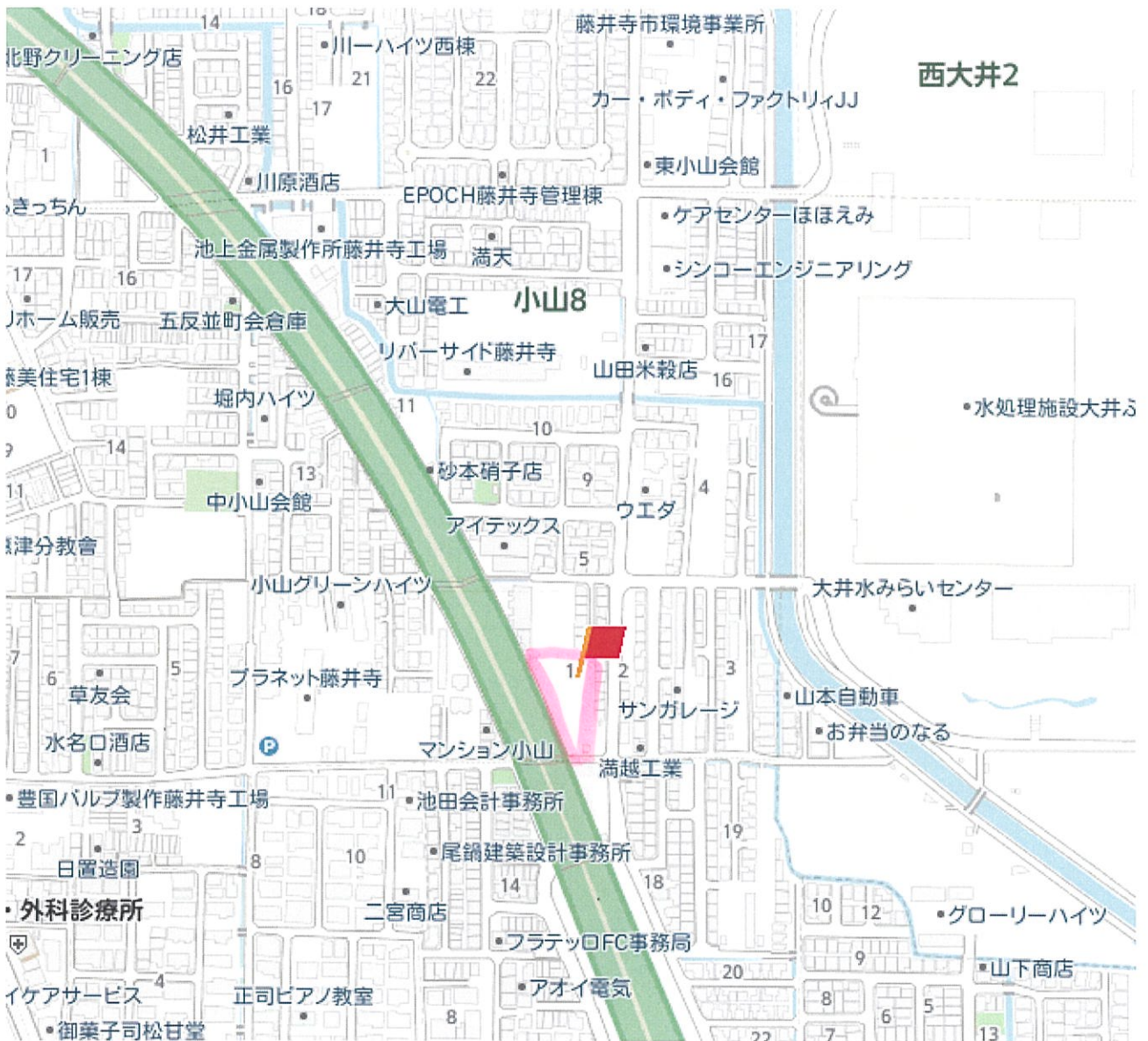
厚生労働大臣 加藤勝信



※ここにメモを入力できます。

A4横

A4縦



株式会社 ショウコウ建工



水産庁
水産部
水産庁
水産部
水産庁
水産部





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カブシキカイシャ}株式会社^{ケンコウ}ショウユウ建工
 住所 大阪府藤井寺市小山8-1-5
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ダイエョウトリシマリヤク}代表取締役 ^{ツボイ}壺井 ^{ノリオ}紀男
 電話番号 072-931-1155
 FAX番号 072-931-1156
 メールアドレス mashida@shoyu-kenko.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年8月17日

届出者

氏名又は名称 株式会社ショウユウ建工
住 所 大阪府藤井寺市小山8-1-5
代表者氏名 代表取締役 壺井 紀男



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ショウユウ建工	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
藤本 一彦	第213722号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二一三七二二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 藤本 一彦

昭和四十七年十二月二十一日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和元年十一月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

